**標準仕様書（ＴＳ）の公表について**

日本工業標準調査会の審議を経て、下記の標準仕様書（ＴＳ）が平成23年５月20日付けで経済産業大臣により公表された。

平成 23 年５月 20 日

経済産業大臣　海江田万里

記

１．ＴＳ名称及び番号

公表されたＴＳ名称及び番号

太陽光発電システム－パワーコンディショナ－電磁両立性試験及び測定技術　ＴＳ　Ｃ0055

真空技術－真空計－真空計の校正値の不確かさ評価　ＴＳ　Ｚ0029

２．意見提出先

経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット産業基盤標準化推進室

経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット環境生活標準化推進室

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課においても閲覧に供する。

## 国係諡鑑

**気象予報士試験の実施**

気象業務法（昭和27年法律第165号）第24条の２の規定に基づき実施する第36回気象予報士試験を次のとおり公告します。

なお、この試験の実施に関する事務は、気象業務法第24条の５第１項の規定により指定を受けた財団法人気象業務支援センター（以下「支援センター」という）に行わせます。

平成 23 年５月 20 日

気象庁長官　羽鳥　光彦

１　試験日　平成23年８月28日（日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、大阪府、福岡県及び沖縄県

３　試験科目　予報業務に関する一般知識（大気の構造、大気の熱力学、降水過程、大気における放射、大気の力学、気象現象、気候の変動、気象業務法その他の気象業務に関する法規）、予報業務に関する専門知識（観測の成果の利用、数値予報、短期予報・中期予報、長期予報、局地予報、短時間予報、気象災害、予想の精度の評価、気象の予想の応用）、気象概況及びその変動の把握、局地的な気象の予報、台風等緊急時における対応

４　受験資格　受験資格の制限はありません。

５　受験手続

⑴　受験に関する書類

ア　受験申請書　気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第16条第２項の規定により支援センターが定める受験申請書に所定の事項を記入して提出して下さい。受験申請書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない方は、外国人登録原票）に記載されている文字を使用して下さい。

イ　写真　申請前６月以内に脱帽して正面から無背景で撮影した上三分身の縦５センチメートル、横4.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載し、支援センターにおいて交付する受験者整理票に貼り付けた上、同整理票に所定の事項を記入して、受験申請書とともに提出して下さい。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成23年６月20日（月）から７月８日（金）までに支援センターに提出して下さい。

イ　受験に関する書類の提出は、直接持参又は郵送（特定記録郵便）によるものとします。

ウ　直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日を除く。）午前10時から午後４時までです。

エ　郵送による場合は、アの期間の消印のあるものに限り受け付けます。

オ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めません。

⑶　試験手数料

ア　試験手数料は、11,400円です。

イ　試験手数料は、支援センターの指定する口座への送金により納入して下さい。

ウ　受験に関する書類を受理した後は、試験手数料は返還しません。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成23年８月８日（月）から８月12日（金）の間に郵送により交付します。

６　合格者の発表及び試験結果の通知　平成23年10月７日（金）に、合格者の受験番号を気象庁、試験地に所在する管区気象台・沖縄気象台、及び支援センター、並びに支援センターのホームページに掲示して発表するとともに、合格者には合格証明書を、不合格者及び一部科目の合格者には試験結果通知書を、郵送（配達日指定郵便）により交付します。

７　試験に関する照会先　財団法人気象業務支援センター　郵便番号101－0054　東京都千代田区神田錦町３－17東ネンビル　電話番号03－5281－0440㈹　03－5281－3664（試験部着信専用）

## 公　告

### 諡　事　項

### 工 場 財 団

東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号**株式会社東京木工所**の工場財団に千葉県木更津市木材港４番地株式会社東京木工所木更津工場の動産を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年５月 20 日

千葉地方法務局木更津支局

### 有権者申出方

元当局所属公証人冨手力夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 23 年５月 20 日　釧路地方法務局

元当局所属公証人鈴木義光の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 23 年５月 20 日　山形地方法務局

元当局所属公証人楠井勝也の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 23 年５月 20 日　松山地方法務局

### 金融商品取引業者に対する登録取消しに係る公告

下記金融商品取引業者について、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第４項の規定に基づき、平成23年５月13日付で金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２第３号の規定に基づき、次のとおり公告する。

１．登録番号　近畿財務局長（金商）第76号

２．登録年月日　平成19年９月30日

３．業者の商号　田平　勝久（田平投資顧問）

４．代表者の氏名　田平　勝久

５．主たる営業所の所在地　京都府京都市中京区西洞院通錦小路下る蟷螂山町464番地１アパガーデンスクエア四条烏丸1107

平成 23 年５月 20 日

近畿財務局長　山崎　穣一

### 農用地整備事業の工事完了の公告

下記の農用地整備事業の工事は、平成23年３月31日をもって完了したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定により、なおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第30条第１項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第２項の規定に基づき公告する。

平成 23 年５月 20 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

黒潮フルーツライン区域農用地整備事業

### 農用地整備事業の工事完了の公告

下記の農用地整備事業の工事は、平成23年３月31日をもって完了したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定により、なおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第30条第１項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第２項の規定に基づき公告する。

平成 23 年５月 20 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

南丹区域農用地整備事業